

令和3年

桑折町農業委員会会議録

第9回総会

令和3年9月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和3年9月15日 午後2時20分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

上郡 岡崎 明

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員1名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第24号 桑折農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

係長 松原 義行

主任主査 鈴木 克仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和3年第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

2番 蓬田 浩幸 委員

3番 氏家 浩 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の報告第7号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第7号、農地法第5条届出 整理番号1を朗読後、説明】

市街化区域内の農地について、1件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第7号を終わります。

次に、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第22号、農地法第5条 整理番号2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

第1種農地は原則として許可できませんが、例外的に許可ができる「集落接続事業」に該当します。周辺農地に与える影響は申請地を転用しても、影響はないものと考えられます。

現在県北建設事務所で開発許可審査中であり、農地転用許可日は開発許可日と同日となります。

会長

ただいまの説明に関連して、地区担当である岡崎 明 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地の東側は住宅に面しております。

申請地はこれまで桃畑をして利用されています。道路に面した場所であり進入口となっている場所です。

今回、本家住宅に近い農地の一部を転用し、子が分家住宅を建て居住する予定です。

申請地は平坦であり、土砂の流出はないと思います。

雨水は集水マスを設置し、南側町道側溝に排水、雑排水は合併浄化槽を設置する計画になっています。

転用後の農地については、分断することなく一体的に耕作可能と考えます。

今回申請のあった農地について、分家住宅敷地のために転用しても、周辺の農地への影響はないと思います。

会長

ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第23号、農地法第5条許可事業計画変更 整理番号3を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号3については、一時的な利用に供するために行う一時転用の期間延長であります。風況調査完了が冬季になること、鉄塔撤去も冬季を避けて行うための期間延長です。また、利用の用途に変更はないため、期間を延長することにより周辺農地に影響はありません。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 関根 辰雄 推進委員より現地調査の結果ならびに補足説明をお願いするところではありますが、所用により欠席ですので事務局からお願いします。

事務局 関根委員が本日所用により欠席となっておりますが、事前に報告をうけておりますので、事務局より報告します。

整理番号3について、現地を確認してきました。

整理番号3については、当初、風力発電の可能性調査のための風況観測鉄塔の敷設用地として、一時転用許可となっております。

申請事業者は、環境影響評価期間延長及び評価期間終了時が冬季間になることから設備撤去作業の延長により、一時転用の期間を、令和4年6月15日まで延長、変更する内容になっております。

利用の用途に変更はないため、期間を延長することにより周辺に影響はないものと考えます。

会 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号「桑折農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の決定について」を議題といたします。事務局に内容説明を求めます。

事務局 【議案第24号、桑折農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の決定整理番号4を朗読後、説明】

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、桑折町長より農用地区域の一部変更に対する意見決定を求められた案件です。いずれも現地調査の結果、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、また、転用許可基準についても基準を満たすものと考えます。詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 岡崎 明 推進委員か

ら、現地の補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号4について、現地を確認してきました。

申請地の西側は住宅に面しており、北側は町道を挟み住宅に接しています。

申請地はこれまで桃畑として利用されています。道路に面した場所であり、集落につながる場所です。

今回、本家住宅に近い農地の一部を転用し、子が分家住宅を建て、居住する計画と聞いています。

申請のあった農地については周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく影響はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第24号については、原案のとおり同意する旨の意見を桑折町長へ送付いたします。

以上を持ちまして、9月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和3年第9回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時30分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人